

# 独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤船員就業規則

## 独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 12 号

|      |              |          |
|------|--------------|----------|
| 制 定  | 平成 16 年      | 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 17 年      | 4 月 20 日 |
| 一部改正 | 平成 18 年      | 4 月 4 日  |
| 一部改正 | 平成 19 年      | 3 月 30 日 |
| 一部改正 | 平成 20 年      | 3 月 28 日 |
| 一部改正 | 平成 21 年      | 3 月 24 日 |
| 一部改正 | 平成 21 年 11 月 | 30 日     |
| 一部改正 | 平成 22 年      | 3 月 30 日 |
| 一部改正 | 平成 22 年 11 月 | 30 日     |
| 一部改正 | 平成 23 年      | 3 月 30 日 |
| 一部改正 | 平成 24 年      | 9 月 27 日 |
| 一部改正 | 平成 25 年      | 7 月 29 日 |
| 一部改正 | 平成 27 年      | 3 月 26 日 |
| 一部改正 | 令和 2 年       | 2 月 27 日 |
| 一部改正 | 令和 3 年       | 4 月 28 日 |
| 一部改正 | 令和 4 年       | 3 月 31 日 |
| 一部改正 | 令和 7 年       | 1 月 31 日 |

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この規則は、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 97 条第 1 項及び独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第 7 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、機構に期間を定めて雇用される非常勤船員（以下「非常勤船員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この規則における非常勤船員とは、1 週間の労働時間が 31 時間を超えない範囲内で定められている船員をいう。

2 非常勤船員の職名は技術補佐員とし、対象職員は技術に関する職務を補佐する職員とする。ただし、これによりがたい特殊な事情のあるものについては、その都度理事長が定める。

### (権限の委任)

**第 3 条** 理事長は、この規則に規定する権限の一部を校長に委任することができる。

**(法令との関係)**

**第4条** この規則に定めのない事項については、船員法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

**(遵守遂行)**

**第5条** 機構及び非常勤船員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

**第2章 任免**

**第1節 採用**

**(採用)**

**第6条** 非常勤船員の採用は、選考により理事長が行う。

**(非常勤船員の配置)**

**第7条** 非常勤船員の配置は、機構の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して理事長が行う。

**(雇用期間)**

**第8条** 非常勤船員の雇用期間は、一の事業年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで。以下同じ。）内とする。

**(労働条件の明示)**

**第9条** 非常勤船員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、理事長は次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途及び就航航路に関する事項
- 三 職務に関する事項
- 四 基準労働期間、労働時間、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- 五 給与に関する事項
- 六 退職、解雇及び制裁に関する事項
- 七 契約更新及び雇止めに関する事項
- 八 予備船員制度の概要

**(提出書類)**

**第10条** 非常勤船員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

- 一 履歴書

- 二 資格に関する証明書
  - 三 住民票記載事項の証明書
  - 四 船員手帳
  - 五 その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度速やかに、書面で届け出なければならない。

## 第2節 退職及び解雇

### (退職)

**第11条** 非常勤船員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、非常勤船員としての身分を失う。

- 一 退職を届け出て理事長から承認された場合、又は退職を届け出て14日を経過した場合
- 二 雇用期間が満了した場合
- 三 死亡した場合

### (自己都合による退職手続)

**第12条** 非常勤船員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、理事長に文書をもって届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに届け出ることができない場合は、14日前までに届け出なければならない。

- 2 非常勤船員は、退職を届け出ても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

### (当然解雇)

**第13条** 非常勤船員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長はその者を解雇する。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

### (その他の解雇)

**第14条** 非常勤船員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を解雇することができる。

- 一 勤務実績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 事業の運営上のやむを得ない事情により、組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合

#### (解雇制限)

**第15条** 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、船員法第44条の2第2項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後30日間
  - 二 女性の非常勤船員が船員法第87条第1項又は第2項の規定によって作業に従事しない期間及びその後30日間
- 2 前項の規定により解雇を制限される期間中においても雇用期間を満了した場合は、退職とする。

#### (解雇予告)

**第16条** 第13条及び第14条の規定により非常勤船員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、船員法第44条の3第3項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の予告日数は、解雇予告手当を支払った日数に応じて短縮することができる。

#### (退職後の責務)

**第17条** 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (退職証明書)

**第18条** 理事長は、退職し、又は解雇された者が退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

- 3 証明書には前項の事項のうち、退職し、又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

- 4 理事長は、解雇を予告された者が、解雇の予告をされた日から退職の日までの間に解雇の事由の証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

### 第3章 給与

#### (給与)

**第 19 条** 非常勤船員の給与については、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則（機構規則第 13 号。以下「非常勤教職員給与規則」という。）の定めるところによる。

## 第 4 章 服務

### （誠実義務）

**第 20 条** 非常勤船員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

### （職務専念義務）

**第 21 条** 非常勤船員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

### （職務専念義務免除期間）

**第 22 条** 非常勤船員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。なお、この場合において、その承認された期間については、第二号及び第四号は無給とし、第一号、第三号、第五号及び第六号は有給とする。ただし、第二号及び第四号について、週 5 日間 30 時間以上勤務の者にあつては有給とする。

- 一 労働時間内に組合交渉に参加することを理事長が承認した期間
- 二 第 50 条の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
- 三 第 51 条第 2 項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
- 四 第 51 条第 3 項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
- 五 労働時間内に人間ドック等の総合的な健康診査を受けることを理事長が承認した期間（一の年において 1 日（健康診査が 2 日以上にわたるものである場合は 2 日）（交通機関の状況から、健康診査が行われる日又はその前日に宿泊することが必要と認められる場合は、必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内の期間）
- 六 非常勤船員が独立行政法人国立高等専門学校機構女性検診制度実施要項に基づき女性検診を受診するために労働しないことを理事長が承認した期間

### （服務規律）

**第 23 条** 非常勤船員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

### （遵守事項）

**第 24 条** 非常勤船員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 三 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 四 機構の練習船、機構の敷地及び施設内（以下「機構内等」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 五 機構内等で、宗教活動、選挙運動その他の政治活動をしないこと。
- 六 理事長の許可なく、機構内等で放送・宣伝・集会又は文書・図画の配布・回覧掲示（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じるものを含む。）その他これに準ずる行為をしないこと。
- 七 理事長の許可なく、機構内等で、営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買をしないこと。
- 八 船長の指定する時刻までに練習船に乗り込まなければならない。
- 九 船長の許可なく練習船を去ってはならない。
- 十 職務上知り得た個人情報を正当な理由なく機構外に漏らさないこと。

#### （争議行為の制限）

**第25条** 労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又はその争議に因り人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

#### （非常勤船員の倫理）

**第26条** 非常勤船員の職務に係る倫理については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員倫理規則（機構規則第25号）の定めるところによる。

#### （ハラスメントの防止等に関する措置）

**第27条** ハラスメントの防止等に関する措置は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）の定めるところによる。

#### （入場禁止又は退場）

**第28条** 理事長は、非常勤船員が次の各号の一に該当する場合は、その者の機構内等への入場を禁止し、又は機構内等から退場させることがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
- 二 火器、凶器等の危険物を所持している場合
- 三 衛生上有害と認められる場合
- 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められる場合

2 前項の規定により入場を禁止させられたとき、又は所定の終業時刻前に退場させられたときはそれ以降を欠勤として取り扱うものとし、給与を支払わない。

### 第5章 労働時間及び休暇等

#### （労働時間及び休暇等）

**第 29 条** 非常勤船員の労働時間及び休暇等については、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第 15 号）の定めるところによる。

## 第 5 章の 2 在宅勤務

### （在宅勤務）

**第 29 条の 2** 非常勤船員は、理事長の許可を受けた場合、一定期間、当該非常勤船員の自宅等における勤務（以下「在宅勤務」という。）に従事することができる。

2 前項に定めるほか、非常勤船員の在宅勤務については、独立行政法人国立高等専門学校機構在宅勤務規則（機構規則第 136 号）の定めるところによる。

## 第 6 章 研修

### （研修）

**第 30 条** 理事長は、非常勤船員に業務に関する必要な知識、技能及び資質を向上させるため、研修に参加することを命ずることができる。

## 第 7 章 賞罰

### （表彰）

**第 31 条** 理事長は、次の各号の一に該当すると認める非常勤船員を表彰する。

- 一 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合（週 5 日間以上勤務の者又は週 30 時間以上勤務の者に限る。）
- 二 機構の名誉となり、又は他の教職員の模範となる功労があった場合
- 三 その他理事長が必要と認める場合

### （表彰の方法）

**第 32 条** 表彰は、賞状を授与して行い、副賞を添えることがある。

**第 32 条の 2** 前 2 条に定めるほか、非常勤船員の表彰については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則（機構規則第 29 号）の定めるところによる。

### （懲戒の種類）

**第 33 条** 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1 回の額が労基法第 12 条に定める平均賃金の 1 日分の半額を上限とし、か

つ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1の額を上限として給与から減ずる。

三 停職 雇用期間を超えない範囲において、一定の期間を定め出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、14日以内にこれに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日以上平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。

五 懲戒解雇 即時に解雇する。

#### (懲戒)

**第34条** 理事長は、非常勤船員が次の各号の一に該当する場合は、その者に対し懲戒処分を行う。

- 一 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶ場合
- 二 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど労働を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 機構の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で機構内等の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合
- 八 第23条の服務規律及び第24条の遵守事項に違反をした場合
- 九 その他、この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

**第35条** 前2条に定めるほか、懲戒については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30号。以下「懲戒規則」という。）を準用する。

#### (訓告等)

**第36条** 理事長は、第34条に定める懲戒に該当するに至らない者に対して、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告又は嚴重注意を行う。

2 前項に定めるほか、訓告及び嚴重注意については、懲戒規則を準用する。

#### (船長による上陸禁止又は戒告)

**第37条** 船長は、非常勤船員が第24条に規定する事項を守らないときは、前4条の規定にかかわらず、船員法第23条による上陸禁止又は戒告の処分をすることができる。

2 船長は、前項の処分を行おうとするときは、3人以上の乗組員を立ち合わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。

3 上陸禁止又は戒告の処分は、船長が非常勤船員に文書を交付して行わなければならない。

#### (損害賠償)

**第38条** 非常勤船員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合には、理事

長は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

## 第8章 安全衛生

### （協力義務）

**第39条** 非常勤船員は、安全、衛生及び健康の確保について、船員法、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、機構が行う安全、衛生及び健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

### （船内の安全・衛生管理）

**第40条** 理事長は、非常勤船員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

### （安全・衛生教育）

**第41条** 非常勤船員は、機構が行う安全・衛生に関する教育・訓練を受けなければならない。

### （非常災害時の措置）

**第42条** 非常勤船員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にくいとめるように努力しなければならない。

### （安全及び衛生に関する遵守事項）

**第43条** 非常勤船員は、安全及び衛生を確保するために次の事項を守らなければならない。

- 一 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該区域に立ち入らないこと。

### （健康診断）

**第44条** 非常勤船員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、理事長は非常勤船員に就業の禁止、労働時間の制限等当該非常勤船員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 非常勤船員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

### （健康証明書）

**第45条** 理事長は、船内勤務に適することを証明した船員法第83条に規定する健康証明書を持たない者を練習船に乗り込ませてはならない。

**(就業制限)**

**第46条** 非常勤船員が、次に掲げる疾病にかかったときは、業務に就かせてはならない。

- 一 船員法施行規則第2号表第1号に掲げるもの
- 二 船員法施行規則第2号表第3号に掲げる疾病（前号の疾病を除く。）であつて医師が就業不適と認めるもの

**(伝染性の疾病の届出)**

**第47条** 非常勤船員は、本人、本人の同居者又は近隣の者が病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちにその旨を理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、その船員に一定期間を限り療養又は就業禁止を命ずることができる。

**第48条** 前9条に定めるほか、非常勤船員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構船員安全衛生管理規則（機構規則第32号）を準用する。

## **第9章 女性**

**(妊産婦である非常勤船員の就業制限等)**

**第49条** 理事長は、妊娠中の非常勤船員を船内で使用してはならない。

- 2 理事長は、妊娠中の非常勤船員及び産後1年を経過しない非常勤船員（以下「妊産婦である非常勤船員」という。）については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。
- 3 理事長は、妊産婦である非常勤船員に夜間（午後8時から午前5時までの間における労働を言う。）又は所定の労働時間以外の労働をさせない。

**(妊産婦である非常勤船員の保健指導・健康診査)**

**第50条** 理事長は、妊産婦である非常勤船員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定による保健指導又は健康診査を受けるために労働しないことを承認する。

**(妊産婦である非常勤船員の業務軽減等)**

**第51条** 理事長は、妊産婦である非常勤船員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。

- 2 理事長は、妊娠中の非常勤船員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該非常勤船員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、労働をしないことを承認することができる。

- 3 理事長は、妊娠中の非常勤船員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で労働しないことを承認する。

**（生理日の就業が著しく困難な非常勤船員に対する措置）**

**第52条** 理事長は、生理日の就業が著しく困難な非常勤船員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に労働させない。

**第10章 出張及び旅費**

**（出張及び旅費）**

**第53条** 理事長は、業務上必要がある場合には、非常勤船員に出張を命ずることができる。

- 2 前項の出張に要する旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（機構規則第49号）の定めるところによる。

- 3 練習船に乗り込む非常勤船員の旅費（食卓料を含む。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構船舶乗組員に対する旅費支給規則（機構規則第53号）の定めるところによる。

**第11章 災害補償**

**（災害補償）**

**第54条** 非常勤船員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災した非常勤船員の社会復帰の促進、被災した非常勤船員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、船員法及び船員保険法（昭和14年法律第73号）の定めるところによる。

**第12章 被服**

**（服制）**

**第55条** 非常勤船員は、乗船労働時間中、理事長の定める制服を着用しなければならない。

- 2 非常勤船員は、作業等の安全のため、定められた制服以外の作業衣を使用することができる。

**附 則（平成16年4月1日制定）**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成１７年４月２０日一部改正）  
この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

**附 則**（平成１８年４月４日一部改正）  
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

**附 則**（平成１９年３月３０日一部改正）  
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

**附 則**（平成２０年３月２８日一部改正）  
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

**附 則**（平成２１年３月２４日一部改正）  
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、改正後の第５５条第３項の規定は、改正の日から施行する。

**附 則**（平成２１年１１月３０日一部改正）  
この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。

**附 則**（平成２２年３月３０日一部改正）  
この規則は、改正の日から施行する。

**附 則**（平成２２年１１月３０日一部改正）  
この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

**附 則**（平成２３年３月３０日一部改正）  
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

**附 則**（平成２４年９月２７日一部改正）  
この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

**附 則**（平成２５年７月２９日一部改正）  
この規則は、平成２５年８月１日から施行する。

**附 則**（平成２７年３月２６日一部改正）  
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

**附 則**（令和２年２月２７日一部改正）  
この規則は、令和２年４月１日から施行する。

**附 則**（令和３年４月２８日一部改正）  
この規則は、令和３年５月１日から施行する。

**附 則**（令和４年３月３１日一部改正）  
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

**附 則**（令和７年１月３１日一部改正）  
この規則は、令和７年６月１日から施行する。